

AM&T INDIA LEGAL UPDATE

保険業への外国直接投資規制の緩和

インド政府は、2014年12月26日に、保険業への外国直接投資 (Foreign Direct Investment (FDI)) の上限を 26%から 49%に緩和することを内容とする「Insurance Laws (Amendment) Ordinance, 2014」と題する大統領令を発行しました。

これを受け、2015年2月19日には、インド政府金融省 (Ministry of Finance) 金融サービス局 (Department of Financial Services) から、「Indian Insurance Companies (Foreign Investment) Rules, 2015」と題する通達が発行され、保険業への FDI 規制の緩和に関する具体的なルールが公表されました。

「Indian Insurance Companies (Foreign Investment) Rules, 2015」の原文は、下記インド政府金融省金融サービス局のウェブサイトにてご参照いただくことが可能です。

<http://www.financialservices.gov.in/Insurance/Acts/Rules20022015.pdf>

さらに、同年3月2日には、同じくインド政府商工省 (Ministry of Commerce & Industry) の産業政策促進局 (Department of Industrial Policy & Promotion) から、通達の一つであるプレスノート (press note) 2015年3号が発行され、保険業への FDI 規制の緩和的変更が発表されるとともに、即日施行されました。

プレスノート 2015年3号の原文は、下記インド政府商工省産業政策促進局のウェブサイトにてご参照いただくことが可能です。

http://dipp.nic.in/English/acts_rules/Press_Notes/pn3_2015.pdf

本ニュースレターでは、保険業への FDI 規制の緩和の経緯と、その具体的内容について解説します。

【執筆担当：琴浦 諒 / 大河内 亮】

1. 経緯

保険業への FDI 規制の緩和は、過去 10 年近くにわたってインド国内で議論されてきましたが、緩和に対して慎重な姿勢を示す政治勢力の存在や、国会における与野党の対立などから、実現に至っていませんでした。

2014年5月に成立したインドのモディ政権は、その主要な政策の一つとして、外資の積極的誘致と規制緩和を掲げており、保険業への FDI 規制の緩和にも積極的に取り組む姿勢を示しました。

インドにおける多くの業種に対する FDI 規制は、インドの外為法である 1999 年外国為替管理法 (Foreign Exchange Management Act, 1999) およびその施行規則に基づいて、政府にその内容を決定する権限が授権されており、インド政府商工省産業政策促進局が発行する通達である統合版 FDI ポリシー (Consolidated FDI Policy) やプレスノート (press note) により、その内容を変更することが可能とされています。

しかしながら、保険業については、インドの保険法である 1938 年保険法 (Insurance Act, 1938)

において FDI 規制が定められていたことから、保険業への FDI 規制を緩和するためには、1938 年 保険法の法改正が必要でした。法改正にはインド国会（下院および上院）における承認が必要とされているところ、上述のとおり、保険業への FDI 規制の緩和に対して慎重な姿勢を示す政治勢力の存在や、国会における与野党の対立などから、国会における法改正の審議は進まず、その結果、保険業への FDI 規制の緩和は長期にわたって実現していませんでした。

モディ政権は、この状況を打破すべく、昨年（2014 年）の国会閉会後の 2014 年 12 月 26 日に、保険業への FDI 上限を 26%から 49%に緩和することを内容とする「Insurance Laws (Amendment) Ordinance, 2014」と題する大統領令を発行しました。

2. 大統領令の法的性質

インド憲法 123 条は、国会閉会中の暫定措置として、大統領は、国会で立法を承認されたのと同様の効力を有する大統領令を発布することができる旨を定めており、今回発行された保険業への FDI 規制の緩和を内容とする大統領令も、このインド憲法 123 条に基づいて発行されています。

したがって、この大統領令は、行政通達ではなく、国会承認を経た法律と同じ法的効力を有しています。

ただし、インド憲法 123 条 2 項(a)は、同条に基づいて発行された大統領令は、次期国会の開会後、6 週間以内に上下両院にて追認されなければ無効となること、また上下両院が積極的にその効力を否認した場合にも無効となることを定めています。また、同項(b)は、大統領は、いつでも大統領令を撤回できることを定めています。

よって、今回の保険業への FDI 規制の緩和を内容とする大統領令も、次期国会の開会後、6 週間以内に上下両院にて追認されなかった場合には（あるいは国会が積極的にその効力を否認した場合や、大統領が任意で大統領令を撤回した場合も）、無効となってしまいます。

保険業への FDI 規制の緩和を内容とする大統領令の発効日である 2014 年 12 月 26 日の「次期国会」にあたる 2015 年の予算国会は、2015 年 2 月 23 日に開会しています。したがって、同日から 6 週間後までに、同大統領令が上下両院にて追認されなかった場合には、同大統領令は無効となります。

大統領令が無効となった場合、大統領令に基づいて発行された政府通達やプレスノートも無効となると考えられるため、2015 年 3 月 6 日現在、保険業への FDI 規制緩和の法的効力は、まだ確定しておらず、不安定な状態にあると言えます。

なお、2015 年 3 月 6 日現在の報道によれば、保険業への FDI 規制の緩和を内容とする大統領令については上下両院にて追認が得られる見込みが高いとの見方もあるようですが、まだ情勢は確定的ではありません。

3. 保険業への FDI 規制の緩和の具体的内容

上述の通り、今回の大統領令に基づく保険業への FDI 規制の緩和は、まだ確定したわけではありませんが、既にインド政府からは当該規制緩和に関連した通達、プレスノートが発行されており、またそれらは即日施行されていることから、プレスノート 2015 年 3 号の内容を中心に、緩和の主要な内容を解説します。

(1) 保険業への 49%までの FDI の許容

従前は、26%までの FDI を自動ルート（事後報告のみで投資可能）で行うことが許容されていました。

今回の規制緩和では、26%までの FDI が自動ルートで許容される点は変更なく、これに加えて 26%超から 49%までの FDI を政府ルート（政府機関の事前承認が必要）で行うことが許容されています。

(2) その他の投資条件

プレスノート 2015 年 3 号は、さらに保険業への FDI に関するその他の投資条件を、概ね以下のとおり規定しています。

- (a) インドの保険会社に対する、ポートフォリオ投資家を含む外国投資家による資本株式に対する外国資本による株式保有の合計が、当該インド保険会社の払込済資本株式の 49% を超えてはならない。
- (b) インドの保険会社の外国資本の合計が 26% を超え、上限である 49% 以内の外国直接投資は、政府ルートにより行われる必要がある。
- (c) 保険業への外国投資に際しては、1938 年保険法 (Insurance Act, 1938) の規定を遵守する必要があり、また FDI を受ける会社は、保険業を営むためにインドの保険規制開発局 (Insurance Regulatory & Development Authority) から必要な認可を取得する必要がある。
- (d) インドの保険会社は、2015 年 2 月 19 日付け通達 G.S.R 115(E) 号 (注: 上述の「Indian Insurance Companies (Foreign Investment) Rules, 2015」を指します) に記載の居住インド法人等により、所有権および支配権を常に保有されている必要がある。
- (e) インドの保険会社における外国ポートフォリオ投資は、2000 年 FEMA 規則 (FEMA Regulation) の規則 5(2)、(2A)、(3) および (8) に定める規定並びにインド証券取引委員会 (外国ポートフォリオ投資家) 規則 (Securities Exchange Board of India (Foreign Portfolio Investors) Regulations) の規定に従う。
- (f) インド保険会社の外国資本を増加させる場合、インド外国為替管理法に基づき、インド準備銀行 (Reserve Bank of India) が定める価格決定ガイドラインに従う。
- (g) 外国資本投資の上限である 49% は、保険ブローカー、第三者管理機関、損害鑑定人および 1999 年保険規制開発局法 (Insurance Regulatory and Development Authority Act, 1999) (1999 年第 41 号) の規定に基づき指定されたその他保険仲介業者にも適用される。
- (h) ただし、銀行のように主たる事業が保険業以外である法人等は、インド保険規制開発局により、保険仲介業者として機能することが認められ、当該主たる事業に対して適用される FDI の上限が引き続き適用されるが、この場合、当該会社の主たる事業 (すなわち、保険業以外の事業) による収益がいずれの会計年度においてもその収益全体の 50% を超えなければならない。
- (i) 銀行が設立した保険会社については、「銀行事業 - 民間」に関する FDI ポリシーの 6.2.17.2.2(4)(i)(c) および (e) の規定が適用される。
- (j) 「支配」、「株式資本」、「外国直接投資 (FDI)」、「外国投資家」、「外国ポートフォリオ投資」、「インドの保険会社」、「インド内国会社」、「インド保険会社のインド支配」、「インド所有」、「非居住法人等」、「公的金融機関」、「居住インド市民」、「外国資本の合計」の用語は、2015 年 2 月 19 日付け通達 G.S.R 115(E) (注: 上述の「Indian Insurance Companies (Foreign Investment) Rules, 2015」を指します) 号に定める意味を有する。

以上

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、以下の連絡先までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
インド・プラクティスチーム

弁護士 琴 浦 諒
電話（直通）：03-6888-1161
E-mail: ryo.kotoura@amt-law.com

弁護士 大河内 亮
電話（直通）：03-6888-5810
E-mail: ryo.okochi@amt-law.com

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー 18階～24階
<http://www.amt-law.com/>

本ニュースレターの配信の停止をご希望の場合には、大変お手数ですが、ryo.kotoura@amt-law.comまで、配信停止とご記載の上ご連絡頂けると幸いです。

© Anderson Mori & Tomotsune 2015